



平成 27 年 8 月 28 日
自 動 車 局

「新しいタクシーのあり方検討会」中間とりまとめの公表について

タクシー事業については、人材確保・育成策等を含めて事業活性化に積極的に取り組み、現下の課題や利用者ニーズの多様化に的確に対応することが必要となっており、また、改正タクシー特措法の施行状況やその効果についてフォローアップを行い、運用の改善等について検討していく必要があります。

このため、これらの検討を行う場として、本年1月に「新しいタクシーのあり方検討会」を設置し、3回にわたり議論を行い、このたび、「中間とりまとめ」が策定されましたので、別添のとおり公表いたします。

【お問い合わせ先】

自動車局旅客課タクシー事業活性化調整官 佐々木
専門官 佐藤

TEL : 03-5253-8111 (内線 41242)

03-5253-8569 (直通)

FAX : 03-5253-1636